

平成28年度 国際小委員会の審議の経過等について

平成29年3月8日
国際小委員会

1. はじめに

今期（第16期，平成28年度）の文化審議会著作権分科会の決定を受け，以下の課題について検討を行った。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

2. 審議の状況

(1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

ベトナムにおける侵害実態調査の結果や，侵害発生国・地域における海賊行為への政府の取組に関する報告，及び，インターネット上の著作権侵害の現状と諸外国における対応に関する報告に基づき議論が行われた。

① 日本コンテンツの侵害発生国における侵害実態調査の結果について

本小委員会では，これまでも中国・タイ・インドネシアでの実態調査の実施報告がされてきたところ，今年度は，ベトナムにおける著作権侵害の実態調査の結果が報告された。

具体的には，ベトナムのインターネット利用者に対するサンプリング調査に基づき，日本のコンテンツの入手経験率，コンテンツ類型ごとの利用実態，日本コンテンツの侵害規模の推計等が報告された。

著作権侵害の要因としては，インターネット上で正規にコンテンツが入手・視聴できないなか，海賊版が容易に利用できる環境にあることが指摘された。

今後の対策としては、不正流通対策と正規版展開を車輪の両輪として実施していることが必要であり、特に、オンラインでの正規流通を強化していくことが必要とされた。また、ベトナムでは、ユーザーの著作権の認知度は高いが、実際にその著作権保護の行動につながっていないことから、著作権教育や著作権意識を具体的な行動に結びつける方策の検討及び実施が必要であることが報告された。

② 政府レベルでの取組について

本小委員会では、今後の国境を越えた海賊行為への対応の在り方を検討していく上で参考とするため、文化庁が実施している日中著作権協議及びセミナー、日韓著作権協議及びフォーラム、中国、インドネシア、マレーシア等の侵害発生国におけるトレーニングセミナー、ベトナムにおけるエンフォースメントの強化のための支援事業、タイ及びマレーシアでの普及啓発事業、及びインターネット上の著作権侵害対策に関するセミナー等について報告された。

日中著作権協議では、両国における著作権制度の発展と侵害対策の強化等について意見交換が行われ、その後に行われたセミナーでは、インターネット上における著作権侵害が両国にとって深刻になってきていることを踏まえ、「インターネット上における著作権保護と文化コンテンツ産業の発展」をテーマに両国の海賊版対策の取組状況等について発表が行われたとの報告がされた。

また、日韓著作権フォーラムでは、「日本の著作権管理制度と海外での著作権保護戦略」をテーマに、日本における取組及び最近の動向等について発表及び意見交換が行われた。その後の協議では、両国の法改正等の動向や官民連携の侵害対策の強化等について意見交換が行われたとの報告がされた。

これらの報告に基づき、本小委員会では、今後の対策等について意見交換が行われ、我が国コンテンツのインターネットを介した国際的な普及を踏まえ、具体的な成果指標に基づく費用対効果や、先進国も含めアジア以外の地域へ対象を拡大することを検討すべきであるとの意見、販売業者等のコンテンツの流通に関わる者への啓発や関係の構築も有益であるとの意見、民間レベルで行われている国際協調との更なる連携を促進すべきであるとの意見が出された。

③ インターネット上の著作権侵害の現状と諸外国における対応について

本小委員会では、今後の我が国における著作権侵害対策に係る検討に貢献することを目的として、インターネット上の著作権侵害の実態を把握するとともに、その対応策に関する諸外国の状況についての調査報告を受けた。

関連団体からのヒアリングでは、マッチング回避やキーワード検索回避など、違法アップロードの巧妙化が進んでおり、違法コンテンツの発見が困難となっている点や、複数の国にまたがって侵害行為が行われている場合に対応が難しいという実態が報告され、国際的な協力体制の構築が必要であるとの要望が出された。

アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンの7か国を対象とした、諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策の調査については、違法コンテンツの削除対策のほか、サイトブロッキング等のアクセス制限や、広告等の資金源対策等に関し、各国の法制度やその運用実態が報告された。

④ 今後の取組について

アジアの複数の国・地域においては、これまでのコンテンツ消費から、自国産のコンテンツ生産・輸出・著作権保護を行うと共に、正規ライセンスを取得して正規に我が国コンテンツを流通する産業が根付きつつある。

他方で、横行する海賊行為に対しては、効果的な対策が十分には確立できていない状況であることから、引き続き、WIPOと連携した著作権制度整備に取り組むとともに、二国間協議を含めた、海賊版の取り締まり、権利執行の支援、著作権集中管理の強化、普及啓発等に対して継続的な支援を行い、侵害行為に対する適切な対応ができる環境整備を進めていく必要がある。その際、これらの取組については、各地域の侵害実態等を明らかにしつつ、対象者や対象地域の拡充等の検討を行うことが必要である。

昨年8月の日ASEAN文化大臣会合において、ASEAN各国における著作権集中管理団体の育成、海賊版対策の強化等、著作権の適切な利用と正規品流

通のための環境整備へ支援することが表明された。これを踏まえ、日本としては、中国、香港、台湾及びインドネシア、マレーシアを対象に実施してきた、執行機関職員向けの日本版コンテンツの真贋判定セミナー（トレーニングセミナー）の開催地域の拡充を図っていく必要がある。

デジタル化・ネットワーク化の著しい発展により、インターネットを介した著作権侵害は、特定の国・地域のみで発生するものではなく、国境に跨いで発生しており、より多様・複雑・見えづらい構造になってきているため、これに効果的に対応する方策の検討が必要である。具体的には、違法コンテンツの蔵置、違法にコンテンツをアップロードする者、それを誘導するリーチサイト、視聴する者が全く別の国・地域に存在するなどの事態が多いことから、関係省庁や権利者団体、企業をはじめ民間レベルの国際協調の取組等との更なる連携を推進し、我が国コンテンツ侵害に対応していかなければならない。

（２）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるWIPOの著作権等常設委員会（以下、「SCCR」という。）では、現在、放送機関の保護のための条約（放送条約）、及び権利の制限と例外に関する議論が進められている。本国際小委員会では、SCCRにおける議論の動向等について報告が行われ、それに基づき議論が行われた。

① 放送機関の保護

1998年11月以降、SCCRにおいては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定が検討されている。2007年以降は、同年のWIPO一般総会で決定されたマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護（但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外）にしたがって議論を継続しており、第24回SCCR（2012年7月）において、単一の作業文書が作成されるに至っている。また、第31回SCCR（2015年12月）には、条約の枢要である、①用語の定義（definition）、②保護の対象（object of protection）、及び③与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する統合テキスト案が議長から提示され、本統合テキスト案に基づいて議論が行われている。

現在、本条約は、先進国のみならず、アフリカ諸国を含め、途上国も総じて条約策定に前向きであり、早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2016年に開催された2度のSCCR（第32回会合（5月）、第33回会合（11月））では、議長より提示された統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われた。

<用語の定義についての議論>

“放送”の定義については、放送と有線放送とを別途定義する案、放送の定義の中に有線放送も含める案の二つの案が検討された。議長より、後者の案を議論のベースにすることが提案され、一定の支持が得られたものの、既存の条約の定義との整合性について懸念する意見も出されたことから、引き続き、両案について検討が継続されることとなった。なお、議論の結果、インターネット上の送信については“放送”の定義から除外することが明確化された。

<保護の対象についての議論>

これまでの議論の結果、伝統的放送を条約適用の対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られている。主な議論の対象は、伝統的放送（有線放送）機関によるインターネット上の送信¹の扱い、及び放送前信号の扱いである。

議論対象のインターネット上の送信のうち、サイマルキャストイングについては、EUをはじめとする多くの国から、義務的保護とすることが適切との意見が出された。他方、義務的保護とすることに反対する国はなかった（一部の国は態度を留保すると発言）。これらを受け、議長は、全体としては義務的保護とする傾向となっているとし、検討中とした国については回答を期待しているとした。

放送番組の異時のウェブキャストイング、及びオンデマンド送信については、EU等がこれを義務的保護とすべきであると主張したものの、複数の国が保護対象とすることに懸念を表明したため、共通理解は得られていない。

¹ 議論の整理上、放送番組の同時ウェブキャストイング（サイマルキャストイング）、放送番組の異時ウェブキャストイング、放送番組のオンデマンド送信、インターネットオリジナル番組の送信、の4つに分類されている。

放送前信号については、これを条約の保護対象とすることに反対する意見はなかった。具体的な保護のレベルについては、放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権（right to prohibit）を与える案と、放送前信号に対して適当かつ効果的な保護（adequate and effective protection）を与える案との間で各国の意見が分かれており、次回会合にて引き続き議論されることとなった。

<国際小委員会における委員等からの意見概要>

第2回国際小委員会において、上記のうち、サイマルキャストの保護の在り方について集中的に議論が行われた。委員等からの意見概要は以下のとおり。

- ・条約の本来の在り方という観点からすれば、今後、サイマルキャスト等のサービスが拡大していく国際情勢をふまえれば、義務的保護とすべきであり、W I P Oにおいてもその方向で対応すべきであるとの意見があった。
- ・これに対して、W I P Oにおける具体的な対応としては、早期の条約成立の観点からは、義務的保護を現時点ですぐに主張することは避けるべきであるとの意見もあった。
- ・また、義務的保護とすることで国際的なコンセンサスが得られる状況の場合には、これを妨げるべきではないとの意見もあった。
- ・さらに、条約における議論だけでなく、国内法の改正についても検討すべきであるとの意見もあった。

<日本としての今後の対応>

本議題については、引き続き活発な議論が行われることが期待されること、日本としては、放送機関のための適切な国際的保護の枠組みを、その内容を考慮しつつ、できるだけ早期に構築することが必要であり、各国における議論の動向やS C C Rにおける他の議題との関係性を踏まえながら、積極的に対応していくべきである。

② 権利の制限と例外

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になったにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべ

きであるとの途上国の要求に端を発し、SCCRでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。権利の制限と例外については、(i) 図書館とアーカイブのためのものと(ii) 教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としており、両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきであるとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

2016年の会合では、図書館とアーカイブのための権利の制限と例外について実質的な議論が行われた。作業文書(SCCR/26/3)において取り上げられている11のトピック²のうち、(v) 並行輸入、(vi) 国境を越えた使用、(vii) 孤児著作物等、(viii) 図書館とアーカイブの責任制限、(ix) 技術的保護手段、(x) 契約、(xi) 翻訳権について各国制度に関する情報の共有等が行われた。

<日本としての今後の対応>

日本としては、引き続き、既存の条約に規定されたスリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針のもと、何らかの国際文書を作成する場合には、各国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべきである、との方針を維持すべきである。

² (i) 保存、(ii) 複製権と保全のためのコピー、(iii) 法定納本、(iv) 図書館貸出し、(v) 並行輸入、(vi) 国境を越えた使用、(vii) 孤児著作物等、(viii) 図書館とアーカイブの責任制限、(ix) 技術的保護手段、(x) 契約、(xi) 翻訳権。

3. 開催状況

第1回 平成28年7月26日（火）

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (4) 海外における著作権侵害等に関する実態調査報告書（ベトナム）について
- (5) インターネット上の著作権侵害の現状について
- (6) その他

第2回 平成28年12月15日（木）

- (1) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (2) 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策について
- (3) その他

第3回 平成29年3月8日（水）

- (1) 海賊版対策の取組状況等について
- (2) 平成28年度国際小委員会の審議状況について
- (3) その他

4. 委員名簿（敬称略，五十音順）

	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波 朋子	弁護士
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	梶原 均	日本放送協会知財センター専任局長
	北澤 安紀	慶應義塾大学法学部教授
	楠本 靖	一般社団法人日本レコード協会 著作権・契約部 部長
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事・事務局長
	小島 立	九州大学大学院法学研究院准教授
	斎藤 信吾	一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部 部長
	潮海 久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
主査代理	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	世古 和博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	大楽 光江	北陸大学名誉教授
	墳崎 隆之	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構事務局長 ・弁護士
	辻田 芳幸	名古屋経済大学法学部教授
主査	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授， 弁護士
	野口 祐子	弁護士， グーグル合同会社法務部長
	堀江 亜以子	中央大学法学部准教授
	前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	松武 秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授
	山本 隆司	弁護士

（以上24名）